

北朝鮮の核実験・ミサイル発射に対し、厳重に抗議し断固たる措置
を求める意見書

北朝鮮は、我が国を始め、国際社会の累次にわたる自制要請を無視して弾道ミサイル等を発射し続けている。

特に、8月24日に潜水艦から発射されたとされる弾道ミサイルは、我が国の防空識別圏内にまで到達しており、漁業関係者の安全な操業を脅かすばかりではなく、我が国の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものではない。

また、北朝鮮の建国記念日に当たる9月9日、5回目の核実験を実施した。1月の核実験からわずか8か月であり、同じ年に2回の実験を行ったのは初めてのことである。

度重なる核実験を始めとするこれまでの北朝鮮の一連の行動は、国際社会の平和と安定を著しく損なうとともに、六者会合などで確認された朝鮮半島の非核化の方針にも逆行するものであり、我が国を初め、世界平和を希求する全ての国に対しての蛮行であり、極めて危険な挑発行為である。

和歌山県議会は、この際、これらの北朝鮮の行為に対し、国際社会と連携を取りながら厳重に抗議し、強力なる経済制裁を含むあらゆる措置を断固行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月28日

和歌山県議会議長 浅井 修一郎

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官